

空襲被害者の援護法案



橋本 誠

東京大空襲訴訟の原告など全国の空襲被害者を救済する援護法案の国会提出を目指し、議員連盟が作業を急いでいる。よく耳にするのが「戦後六十七年もたって、なぜ今」「財政難で難しい」という声。二つの疑問から救済について考えたい。

被害者の訴えの背景には、長い歴史がある。空襲した米
国に対し、日本は戦後の独立
の際、被害補償の請求権を放

棄した。欧州では人道主義か
ら、軍人、民間人を問わず、
自国民に補償したが、日本は
空襲被害者を放置した。

手足を失い、大やけどを負
った痛み。親を失い、親戚を
たらい回しされた寂しさ。
「(軍人のように)補償は受
けているんでしょ」と言われ
たときの悔しさ。被害を公認
しない行政の扱いは、そうし
た苦しみを増幅した。

名古屋空襲訴訟の一審判決
(一九八〇年)は、原告敗訴
ながら「国ができる限り広範
囲に援護措置を講じることが
望まれる」と指摘した。しか
し八九年までに十四回提出さ
れた戦時災害援護法案はすべ
て廃案に。女性や子どもが多
く、仕事や生活に追われ、旧
軍人や引き揚げ者のような組
織的な運動ができなかった。
人生の終盤、「死ぬに死にき
れない」と起こしたのが、二
〇〇七年の大空襲訴訟だ。
先の大戦で亡くなった軍人
・軍属は約二百三十万人で、
国は遺族や障害者に総額約五

救済は可能 知恵を絞ろう

十兆円を支出してきた。これ
に対し、空襲の死者は約五十
数万人とされ、生存している
遺族は年々減っている。政府
は補償の拡大を恐れ「国との
雇用関係がない」といった理
由で軍・民に線を引いてきた
が、原爆や沖縄戦の被害者に
も不十分だが援護制度がつく
られ、現に運用されてきた。
名古屋市では一〇年、見舞金
制度ができた。

それに大空襲訴訟は、軍人
と全く同じ補償まで求めている
わけではない。戦後六十七
年たった今日の視点から、ず
っと放置されたことへの感謝
料を求めているのだ。「死者
の名前や数すら分からず、国
立の追悼碑も資料館もない。
ないない尽くし」(星野弘原
告団長)の状態に抗議し、名
誉回復を求める意味が強い。
今回の援護法案も弔慰金や実
態調査などの救済策からな
り、検討は可能ではないか。
問われているのは、戦争の
後始末を先延ばしにしてきた
国のあり方だ。四月の東京高
裁判決は一審に続いて「立法
を通じて解決」と促したが、
原告団は既に十一人が死去。
このまま何もせず、姿を消す
のを待つのが、私たちの社会
の正義なのだろうか。

国会は衆院解散がささやか
れ先が見えないが、世代交代
が進み、ここ数年でも中国残
留孤児やシベリア抑留の救済
を進めた実績がある。議論を
始め、救済に向け知恵を絞る
べきだ。

(社会部)